

官報

主要目次

- 政令
○自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令の一部改正
○内閣関係許可認可等臨時措置令施行規則の一部改正
○刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規程の一部改正
○省令
○危険物船舶運送及貯蔵規則の一部改正
○外国郵便為替規則の一部改正
○電話設備費負担臨時措置法施行規則の一部改正
○電報規則の一部改正
○無線電報規則の一部改正
○無線電報規則の一部改正
○電報規則の一部改正
○郵便規則の一部改正
○新聞電報認可規則の一部改正
○電話規則の一部改正
○電気通信施設ノ専用ニ関スル件の一部改正
○市内専用電話規則の一部改正
○職業安定法施行規則の一部改正
○省令、本部令
○外国郵便為替料金規則の一部改正
○国際電報規則の一部改正
○本部令
○経済安定本部組織規程の一部改正
○規程
○外国為替等集中規則の一部改正
○告示
○昭和二十五年外国為替管理委員会告示第一号の一部改正

政令

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月一日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百四十六号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令の一部を改正する政令
内閣は、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）第二條の規定に基き、この政令を制定する。

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令（昭和二十五年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「三箇月を」を「一箇月」に改める。
第三條第一項中「縦覧期間内」の下に「(当該公告に係る土地等の所有者がその縦覧期間の満了前に市町村農業委員会に対し縦覧期間満了の日の翌日から起算して二箇月をこえない範囲内で期日を定め、その期日まで届出の期間を延長すべきことを書面で申し入れたときは、その期日まで)」を加える。

第五條第一項中「譲渡令書の写を交付するとともに譲渡令書に記載された事項を公告しなければならない。」を「譲渡令書の写を交付しなければならない。」に、同條第二項中「同項の公告の日から」を「その日の翌日から」に改める。
第十三條第一項第二号中「永小作権」を「永小作権及び」に、「耕作、採草又は家畜の放牧を目的とするもの」を「市町村農業委員会が耕作、採草又は家畜の放牧を目的とするもの」と認められるものに改める。

府令

附則

この政令は、公布の日から施行する。
この政令の施行の際現に改正前の第二條の規定により書類が縦覧されている土地等については同條の書類の縦覧及び第三條の届出に関しては、なお従前の例による。

府令

内閣総理大臣 吉田 茂

内閣関係許可認可等臨時措置令施行規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。
昭和二十六年十一月一日

内閣関係許可認可等臨時措置令施行規則の一部を改正する総理府令

内閣関係許可認可等臨時措置令施行規則（昭和十九年閣令第十八号）の一部を次のように改正する。

内閣及総理府関係許可認可等臨時措置令施行規則
第一号中（イ）を次のように改める。
（イ）削除
同号中（ハ）を次のように改める。
（ハ）削除
第二号中「内閣」を「内閣及総理府」に改める。
附則
この府令は、公布の日から施行する。

省令

運輸省令第九十五号

危険物船舶運送及貯蔵規則（昭和九年二月通信省令第十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十六年十一月一日
運輸大臣 山崎 猛

省令

郵政省令第二十五号

外国郵便為替規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十六年十一月一日
郵政大臣 佐藤 栄作

この省令は、公布の日から施行する。

第四十一條第一項を次のように改める。
第三十五條（拂渡不能の通常為替）第一項もしくは第三十七條（取りもどし）第一項に規定する国際郵便為替証書又は第三十五條第二項、第三十八條（拂いもどしの承認）第三項もしくは第三十九條（拂いもどしの承認）第一項に規定する外国郵便為替証書が汚染され、もしくは損傷され、又は亡失された場合

Table with 2 columns: 四エ日本工業規格Z一六〇一 ドラムト密着セ 上甲板積ト為スコ, 三十一 別表第二号表第二十八号中包装法の欄に次のように加える。

別表第一号表中第三十号の次に次の一号を加える。
三十一 四エ日本工業規格Z一六〇一 ドラムト密着セ 上甲板積ト為スコ
別表第二号表第二十八号中包装法の欄に次のように加える。
四エチル鉛ヲ混入セル場合ハ「加鉛ガソリン」ト表示スベシ
同表中第三十号の次に次の一号を加える。

毎日文庫
昭和二十五年十一月一日
第三種郵便物認可

電氣通信省令第三十号
市内専用電話規則の一部を改正する
省令を次のように定める。
昭和二十六年十一月一日
電氣通信大臣 佐藤 榮作

市内専用電話規則(明治四十五年通信省令第十四号)の一部を次のように改正する。
第一條 市内専用電話以下専用電話トハ同一ノ電話加入区域内ニ於テ政府ノ施設スル左ノ電話ヲ謂フ
一 同一ノ専用ニ供スルモノ
二 官庁公署相互間ニ於テ専用ニ供スルモノ
三 公益ニ関スル業務ヲ執行スル者相互間ニ於テ専用ニ供スルモノ
四 二人以上ノ相手方ニ對シテ専用ニ供スルモノ
五 業務上緊密ナル關係ヲ有スル為相互ニ通信ヲ為スコトヲ必要トスル二人以上ノ専用ニ供スルモノ

機械種類変更 交換機ヲ転換器ニ若ハ転換器ヲ交換機ニ変更ヲ為ス請求又ハ交換機ノ種類若ハ内線実装ノ変更ヲ為ス請求ヲ承認セラレタルキ
特殊装置専用電話 専用電話ノ設備ニ付警報用街頭電話機其ノ他特殊ノ装置ヲ為ス申請ヲ承認セラレタルキ若ハ其ノ特殊ノ装置ヲ使用スルキ若ハ其ノ特殊ノ装置ノ移転、一時撤去若ハ種類ノ変更ヲ為ス請求ヲ承認セラレタルキ
二 以上ノ者ガ専用電話ヲ共同シテ専用スル場合ハ料金法ニ定ムル附加料金ヲ納ムベシ

電話規則第九十條第二項及第九十條第三項ノ規定ニ依リ専用電話ノ設備ニ付警報用街頭電話機其ノ他特殊ノ装置ヲ為ス申請ヲ承認セラレタルキ若ハ其ノ特殊ノ装置ヲ使用スルキ若ハ其ノ特殊ノ装置ノ移転、一時撤去若ハ種類ノ変更ヲ為ス請求ヲ承認セラレタルキ
電話規則第九十條第二項及第九十條第三項ノ規定ニ依リ専用電話ノ設備ニ付警報用街頭電話機其ノ他特殊ノ装置ヲ為ス申請ヲ承認セラレタルキ若ハ其ノ特殊ノ装置ヲ使用スルキ若ハ其ノ特殊ノ装置ノ移転、一時撤去若ハ種類ノ変更ヲ為ス請求ヲ承認セラレタルキ

労働省令第二十九号
職業安定法施行規則の一部を改正する
昭和二十六年十一月一日
労働大臣 保利 茂

郵政省令第七号
經濟安定本部令第五号
郵政大臣 佐藤 榮作
經濟安定本部令第五号
外務省令第五号

第八條第一項中「増設機」を「増設機若ハ移動電話機」に改める。
第九條 市内専用電話
第九十條第一項中「同線設備料」を「臨時増設電話機及移動電話機設置ニ関スルに改める。
第九十一條及び第九十三條ノ第三項中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。

第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。

第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。

第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。

第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。

第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。
第九十六條ノ五中「同線使用料、附加使用料」を削除。

11 昭和26年11月1日 木曜日

官報

第7446号

電波監理委員会告示第千八百七十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三六号
二 免許人の名称 小寺山音網組合

電波監理委員会告示第千八百七十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三六号
二 免許人の名称 小寺山音網組合

電波監理委員会告示第千八百七十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三六号
二 免許人の名称 小寺山音網組合

電波監理委員会告示第千六百五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月一日 第五二一六号
二 免許人の名称 富安

電波監理委員会告示第千六百六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月一日 第五二一六号
二 免許人の名称 富安

昭和26年11月1日 木曜日

官報

第7446号 10

電波監理委員会告示第千八百七十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

電波監理委員会告示第千八百七十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

Table with 7 columns: 等級 (Grade), 増減金 (Increase/Decrease), 備考 (Remarks). Lists various grades and their corresponding financial adjustments.

Table with 7 columns: 等級 (Grade), 増減金 (Increase/Decrease), 備考 (Remarks). Lists various grades and their corresponding financial adjustments.

七 預金証書の 割増金附貯蓄の取扱 に関する法律第五條 の規定により、印紙 額を指定し、印紙 額を課さない。

郵政省告示第四百三十五号 郵政省告示第四百三十五号 郵政省告示第四百三十五号



電気通信省告示第二百二十二号 電気通信省告示第二百二十二号 電気通信省告示第二百二十二号

名古屋、下ノ一色 名古屋、一宮間 名古屋、瀬戸間 名古屋、岐阜間 清水、静岡間 沼津、三島間 高岡、伏木間 伏木、新浜間 岡山、倉敷間 下関、長府間 広島、呉間

三 通話取消料 一回ごとに 料金を別表二に掲げる料金額から二円を控除した額

四 市内専用電話ノ回線ニ転換器ニ依リ市外専用電話ノ電話機ヲ同時接続スル場合ハ料金法ニ定ムル接続料ヲ徴ス

労働省告示第二十一号 労働省告示第二十一号 労働省告示第二十一号

別記様式 監督者訓練手教料納付用紙 (但し 名分)

Form for '監督者訓練手教料納付用紙' with fields for name, amount, and date.

17 昭和26年11月1日 木曜日 官報 第7446号

Table with multiple columns containing names, birth dates, and locations. Includes names like 李三俊, 池善俊, 趙善俊, etc.

昭和26年11月1日 木曜日 官報 第7446号 16

Table with multiple columns containing names, birth dates, and locations. Includes names like 朴宣鏡, 趙善俊, 池善俊, etc.

Table with multiple columns listing names, addresses, and other details. Includes sections for '郵便務券金加入者姓名' and '公共企業体事項'.

郵便務券金加入者姓名 次郵便務券券金の加入者は、郵便務券券金法第五十六條第一項の規定により、昭和二十六年十月三十日限り、加入承認を取り消された。

公共企業体事項 日本国有鉄道 日本国有鉄道公報第269号 貨物運送規則(昭和24年9月日本国有鉄道公報第125号)の一部を次のように改正する。

法務府公告 押收物還付公告 左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 一、手提袋一個 二、手紙一枚 三、封筒一枚 四、封筒一枚 五、封筒一枚 六、封筒一枚 七、封筒一枚 八、封筒一枚 九、封筒一枚 十、封筒一枚 十一、封筒一枚 十二、封筒一枚 十三、封筒一枚 十四、封筒一枚 十五、封筒一枚 十六、封筒一枚 十七、封筒一枚 十八、封筒一枚 十九、封筒一枚 二十、封筒一枚 二十一、封筒一枚 二十二、封筒一枚 二十三、封筒一枚 二十四、封筒一枚 二十五、封筒一枚 二十六、封筒一枚 二十七、封筒一枚 二十八、封筒一枚 二十九、封筒一枚 三十、封筒一枚 三十一、封筒一枚 三十二、封筒一枚 三十三、封筒一枚 三十四、封筒一枚 三十五、封筒一枚 三十六、封筒一枚 三十七、封筒一枚 三十八、封筒一枚 三十九、封筒一枚 四十、封筒一枚 四十一、封筒一枚 四十二、封筒一枚 四十三、封筒一枚 四十四、封筒一枚 四十五、封筒一枚 四十六、封筒一枚 四十七、封筒一枚 四十八、封筒一枚 四十九、封筒一枚 五十、封筒一枚 五十一、封筒一枚 五十二、封筒一枚 五十三、封筒一枚 五十四、封筒一枚 五十五、封筒一枚 五十六、封筒一枚 五十七、封筒一枚 五十八、封筒一枚 五十九、封筒一枚 六十、封筒一枚 六十一、封筒一枚 六十二、封筒一枚 六十三、封筒一枚 六十四、封筒一枚 六十五、封筒一枚 六十六、封筒一枚 六十七、封筒一枚 六十八、封筒一枚 六十九、封筒一枚 七十、封筒一枚 七十一、封筒一枚 七十二、封筒一枚 七十三、封筒一枚 七十四、封筒一枚 七十五、封筒一枚 七十六、封筒一枚 七十七、封筒一枚 七十八、封筒一枚 七十九、封筒一枚 八十、封筒一枚 八十一、封筒一枚 八十二、封筒一枚 八十三、封筒一枚 八十四、封筒一枚 八十五、封筒一枚 八十六、封筒一枚 八十七、封筒一枚 八十八、封筒一枚 八十九、封筒一枚 九十、封筒一枚 九十一、封筒一枚 九十二、封筒一枚 九十三、封筒一枚 九十四、封筒一枚 九十五、封筒一枚 九十六、封筒一枚 九十七、封筒一枚 九十八、封筒一枚 九十九、封筒一枚 一百、封筒一枚

大蔵省公告

○收買貨物公売公告
左記貨物、貨物の性質上早急に処分する必要があるため、関税法明
治三十二年法律第六十一号(第五十一條の規定による公売処分)による公売処分
を公告する。
昭和三十二年十一月一日 横濱税関

文部省公告

○著作年月日登録
登録番号 著作物の表示
第一〇九〇号 著者 山本愛蔵
第一〇九〇一号 著者 山本愛蔵

運輸省公告

○鉄道抵当設定登録
昭和三十二年八月十三日官報第七三
七号で公告した長野電鉄株式会社所
有の鉄道財団に対し、抵当設定を認
可したが、当事者の申請により本年九
月十九日第一順位の鉄道抵当設定を
登録した。
昭和三十二年十一月一日 運輸省

裁判所公告

○押収物還付公告
左記押収物について少年法第十五
條、刑事訴訟法第四百九十九條によつ
て公告する。
昭和三十二年十一月一日 裁判所

○失踪に関する届出の催告

本籍並びに住居石川県珠洲郡松波
町字布浦(字六十二番地)
申立人 山本 仁平
右不在者に対し右申立人より失踪宣
告の申立があつたから不在者は昭和二
十七年五月一日迄に当裁判所に生存の
届出をされた。もしその届出をしない
と失踪宣告を受ける事になる。又不
在者の生死を知っている方も右期日ま
でに届出されたい。
昭和三十二年十一月一日
金沢家庭裁判所松島支部
家事審判官 岩崎英信

大蔵省公告

○收買貨物公売公告
左記貨物、貨物の性質上早急に処分する必要があるため、関税法明
治三十二年法律第六十一号(第五十一條の規定による公売処分)による公売処分
を公告する。
昭和三十二年十一月一日 横濱税関

文部省公告

○著作年月日登録
登録番号 著作物の表示
第一〇九〇号 著者 山本愛蔵
第一〇九〇一号 著者 山本愛蔵

運輸省公告

○鉄道抵当設定登録
昭和三十二年八月十三日官報第七三
七号で公告した長野電鉄株式会社所
有の鉄道財団に対し、抵当設定を認
可したが、当事者の申請により本年九
月十九日第一順位の鉄道抵当設定を
登録した。
昭和三十二年十一月一日 運輸省

裁判所公告

○押収物還付公告
左記押収物について少年法第十五
條、刑事訴訟法第四百九十九條によつ
て公告する。
昭和三十二年十一月一日 裁判所

○失踪に関する届出の催告

本籍並びに住居石川県珠洲郡松波
町字布浦(字六十二番地)
申立人 山本 仁平
右不在者に対し右申立人より失踪宣
告の申立があつたから不在者は昭和二
十七年五月一日迄に当裁判所に生存の
届出をされた。もしその届出をしない
と失踪宣告を受ける事になる。又不
在者の生死を知っている方も右期日ま
でに届出されたい。
昭和三十二年十一月一日
金沢家庭裁判所松島支部
家事審判官 岩崎英信

本籍並びに住居石川県珠洲郡松波

町字布浦(字六十二番地)
申立人 田中 一郎
本籍並びに住居石川県珠洲郡松波
町字布浦(字六十二番地)
申立人 田中 一郎

○除権判決

昭和二十五年(ハ)第一二二二号
東京簡易裁判所 津村 康
別紙目録表示の株式を付申立人の申
立によつて公示催告を為した昭和二十
六年八月二十日午前十時の期日迄に
権利を届出で且右株券を提出するもの
がなかつたから申立人の申立に基いて
前記株券の無効を宣言する。
昭和三十二年十一月一日

○除権判決

昭和二十五年(ハ)第一二二二号
東京簡易裁判所 津村 康
別紙目録表示の株式を付申立人の申
立によつて公示催告を為した昭和二十
六年八月二十日午前十時の期日迄に
権利を届出で且右株券を提出するもの
がなかつたから申立人の申立に基いて
前記株券の無効を宣言する。
昭和三十二年十一月一日

○和解公告(第三回)

東京都千代田区丸の内二の五の一
申立人 株式会社千代田銀行
右代表取締役 伊藤 利雄
右代表取締役 伊藤 利雄

○和解公告(第二回)

東京都千代田区丸の内二の五の一
申立人 株式会社千代田銀行
右代表取締役 伊藤 利雄

○和解公告(第一回)

東京都千代田区丸の内二の五の一
申立人 株式会社千代田銀行
右代表取締役 伊藤 利雄

○和解公告(第三回)

東京都千代田区丸の内二の五の一
申立人 株式会社千代田銀行
右代表取締役 伊藤 利雄

○和解公告(第二回)

東京都千代田区丸の内二の五の一
申立人 株式会社千代田銀行
右代表取締役 伊藤 利雄

○和解公告(第一回)

東京都千代田区丸の内二の五の一
申立人 株式会社千代田銀行
右代表取締役 伊藤 利雄

合併公告
 昭和二十六年十月二十日開催の下記会社の株主総会に於て甲は乙を合併して存続し乙は解散することの決議を致しましたから右合併に關し異議のある債権者は本公告掲載の日から六十日以内に關係会社にその旨御申出下さい。右商法の規定により公告致します。

昭和二十六年十月二十九日
 東京都大田区御園二丁目十七番地の十九 甲 栄木材株式会社
 愛知県北設楽郡本郷町大字奈根字與良木一番地の一 乙 光案器株式会社

株式合併に依る株券提供公告
 当社は昭和二十六年九月二十日開催の臨時株主総会に於て旧十株を併合して新一株五百円の株式とすることを決議したので当社の株券所有の方はこの公告の翌日から三箇月以内に当社へ提出され度い。

昭和二十六年九月二十日
 東京都豊島区高田南町一の一 九 五 富士電機工業株式会社

新株式発行の御知らせ
 昭和二十六年十月二十三日開催の取締役会において新株の発行について次の通り決議されましたから御知らせ致します。

昭和二十六年十一月一日
 東京都千代田区丸の内一丁目二番地一
 日本団体生命保険株式会社
 取締役会長 階 桂之助
 株主各位 記

新株割当募集要項

- 一、新規発行株式の総数 額面普通株式六万株
- 二、発行価格 一株につき金五十円
- 三、割当方法 昭和二十六年十一月十二日午後五時現在の株主に對しその所有株式一株につき一株の割合をもつて割当てます。
- 四、申込証拠金 一株につき金五十円(無利息)
- 五、申込期日 昭和二十六年十二月十四日

明治二十五年第三種郵便物認可
 三月三十一日附第八十七号二四頁

右期日までに郵送、持参何れを問はず株式申込証及申込証拠金を取扱銀行に到着しないときは新株式引受の権利を放棄されたものとして処理致します。申込のない株式は取締役において引受けません。

昭和二十六年十二月二十二日(申込証拠金を拂込込に振替充当)

十三日頃発送の予定であります万が一不着の場合は当社庶務課へ御問合せ下さい。

(2)株主各位において住所を変更された場合は御届出のない場合は割当通知書が不着となり新株の引受権を失はれる虞れがありますから必ず御手続き願います。

日本が 加入を予 諸條約
 独立国として国際社会に復帰するために加入しなければならぬ國際條約は何か? 特別解説!
新しい 出入国の管理
 外国人が日本に出入国するには? 新方式の全容
国鉄運賃の改訂
 旅客二割五分、貨物三割の値上案の内容を解説

お米の自由販売(時の)……稲葉秀三
マニス・チャタレー……佐藤達夫
メニニューヒン……植松 正
散髪とお茶と緑色帯……草野心平
文書の偽造(刑法の)……植松 正

一周年記念懸賞当選発表
別冊付録 時の法令索引

七、申込の方法及申込取扱場所 新株式申込証に申込証拠金を添え申込期日までに申込証に記載の指定の取扱銀行へ御申込下さい。(直接会社では御取扱致しません。)

(1)割当通知書、株式申込証は十一月四日

十月二十七日附衆会第九号二四頁
 同三十一日附第八十七号二四頁

旬刊
時の法令解説
 毎月三回・三日発行
 印刷行 發行

十一月三日(第39号) 目下発売中!!

お米の自由販売(時の)……稲葉秀三
 マニス・チャタレー……佐藤達夫
 メニニューヒン……植松 正
 散髪とお茶と緑色帯……草野心平
 文書の偽造(刑法の)……植松 正

別冊付録 時の法令索引

七、申込の方法及申込取扱場所 新株式申込証に申込証拠金を添え申込期日までに申込証に記載の指定の取扱銀行へ御申込下さい。(直接会社では御取扱致しません。)

(1)割当通知書、株式申込証は十一月四日

十月二十七日附衆会第九号二四頁
 同三十一日附第八十七号二四頁

株式名義書換停止の御知らせ
 新株式割当並びに臨時株主総会開催のため来る十一月十三日より十一月二十八日まで株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の名義書換抹消を停止致します。ついでには名義書換未済の方は必ず十一月十二日午後五時までに当社庶務課へ御手続き願います。

第三十三期決算公告
 昭和二十六年九月三十日現在

現金及預り金	五、九一六、〇七七八
有価証券	二、三三八、五〇〇〇〇〇
債権	七、四四六、二七三、五七〇〇
固定資産	七、四四六、二七三、五七〇〇
流動資産	一、〇七九、六六六、〇〇〇〇
負債	一、〇七九、六六六、〇〇〇〇
純資産	一、〇七九、六六六、〇〇〇〇

第二期決算公告
 昭和二十六年九月三十日現在

現金及預り金	五、九一六、〇七七八
有価証券	二、三三八、五〇〇〇〇〇
債権	七、四四六、二七三、五七〇〇
固定資産	七、四四六、二七三、五七〇〇
流動資産	一、〇七九、六六六、〇〇〇〇
負債	一、〇七九、六六六、〇〇〇〇
純資産	一、〇七九、六六六、〇〇〇〇

東京証券取引所
 東京都千代田区丸の内一丁目二番地一
 日本団体生命保険株式会社
 取締役社長 岡村 清治

官報

目次

省令

- 入国審査官制服
- 入国警備官制服の一部改正
- 婦人入国警備官制服の一部改正

訓令

- 入国管理庁組織規程
- 入国管理庁研修所組織規程
- 入国者收容所組織規程
- 入国管理庁出張所組織規程
- 入国管理手帳規程

省令

外務省令第二十二号

入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)第十二條第三項の規定に基づき、入国審査官の制服を次のように定める。

昭和二十六年十一月一日

外務大臣 吉田 茂

入国審査官制服

第一條 入国審査官の制服は、別表の通り定める。

第二條 前條に基いて定めたる制服による制服その附属品その他(以下「制服等」という。)は、給與又は貸與するものとする。

2 制服等の給與又は貸與の方法は、入国管理庁長官(以下「長官」という。)が定める。

3 長官は、前項の規定により制服等の給與又は貸與の方法を定めるときは、直ちにこの旨を外務大臣に報告しなければならない。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

入国審査官制服表

冬服		夏服	
地	製	地	製
濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ又は布。	円形とし、黒革製前ひさし及び金色モール製あごひもを付ける。あごひもの両端は、帽の両側において、金色のボタン各一個を留める。帽の周囲には、黒色又は地質に類似色の斜子縲を付ける。夏は、黒色の天井を腰から取り外しできるように、裏面にホックで留める。夏は白布のおおいを付けることができる。形状図の通り。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	背広型折えり式とし、胸部は二重とし、旭光の中心に「入国管理庁」の英文略字「I.M.A.」を配した金色ボタン各三個を二行に、左右のそれぞれには、同型のボタン(但し、寸法十六ミリメートル)各三個を一行に付ける。ポケットは左上部に一個、左右下部に各一個とし、下部のポケットには、ふたを付ける。形状図の通り。
濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のサージ又はラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のサージ又はラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。

冬服		夏服		冬服		夏服	
地	製	地	製	地	製	地	製
濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。
濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。	濃紺又は鉄青又はこれ等に類似色のラシヤ。

毎日新聞
昭和二十六年十一月一日

号外

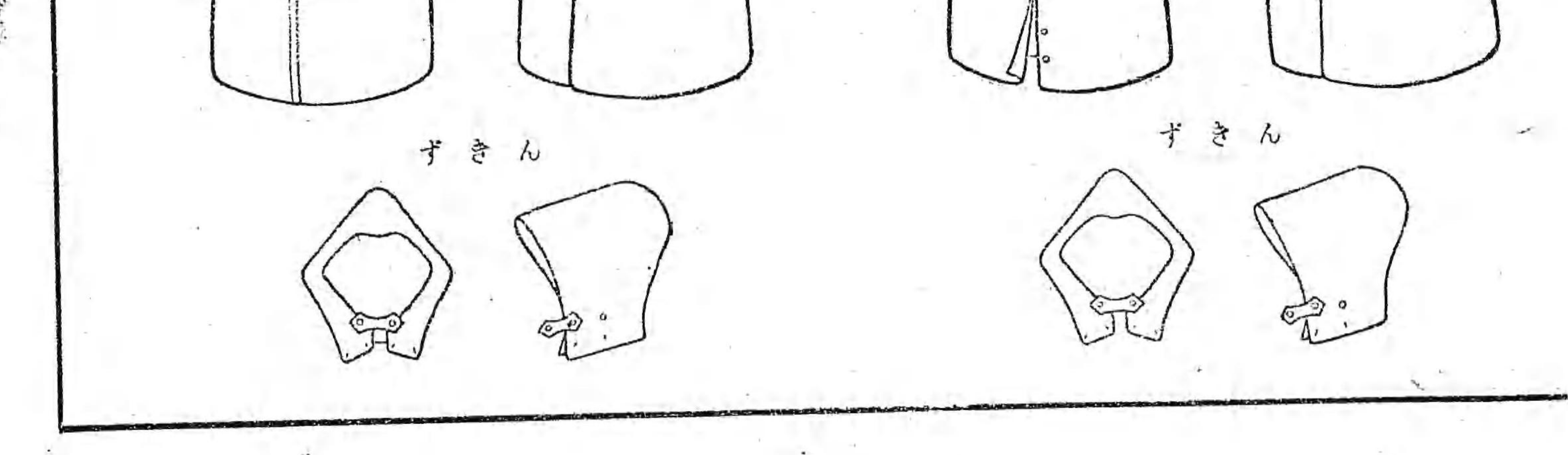
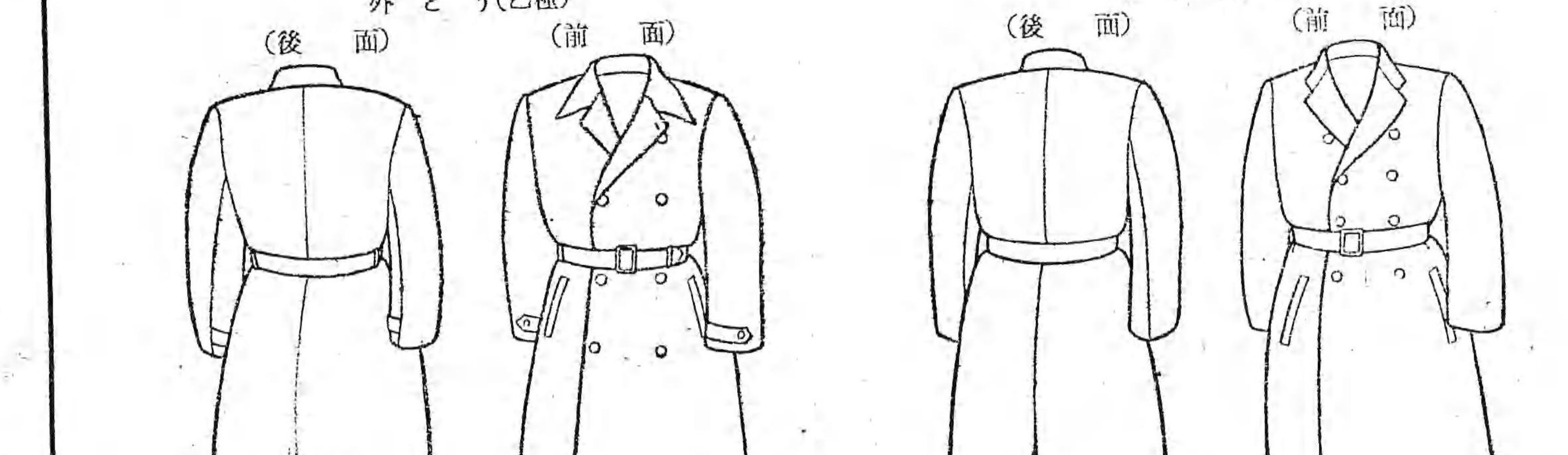
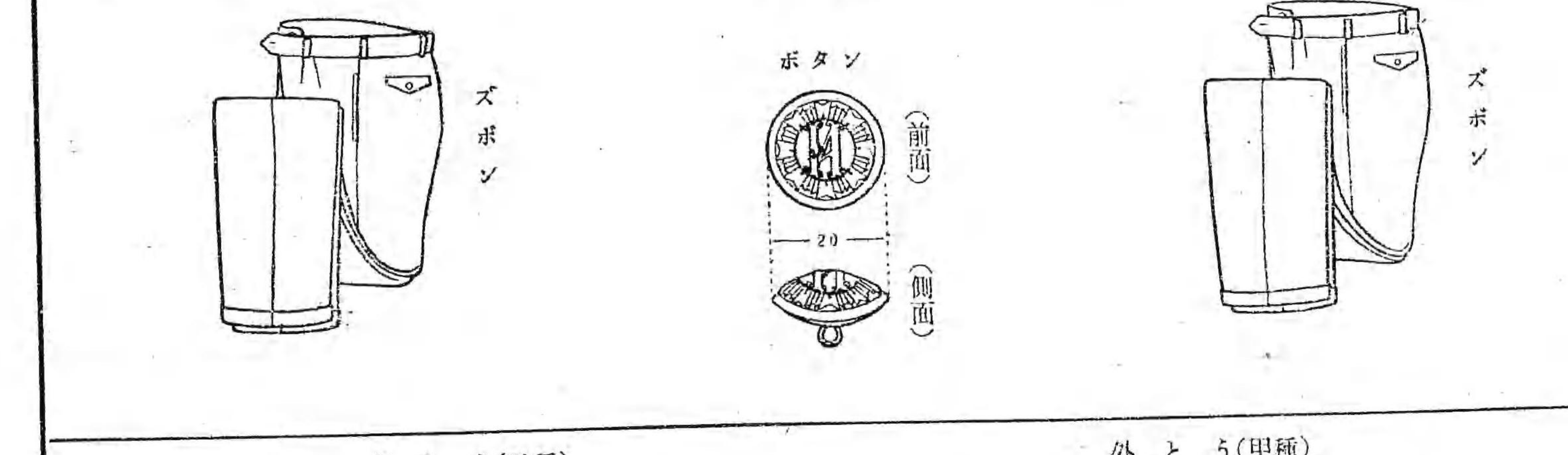
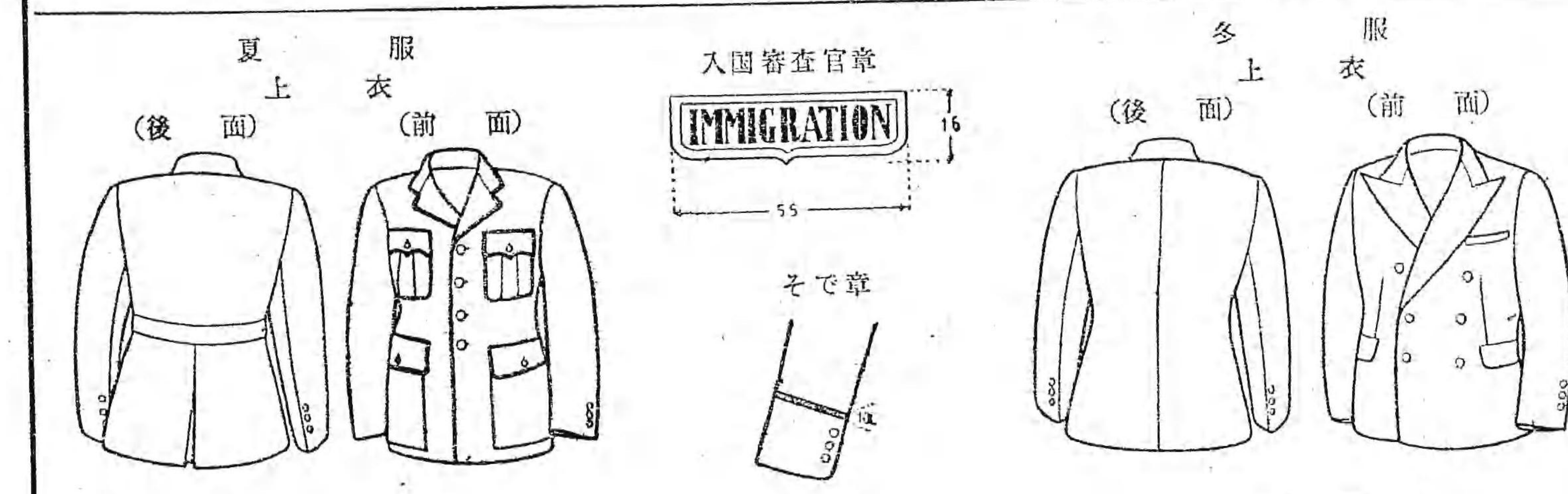
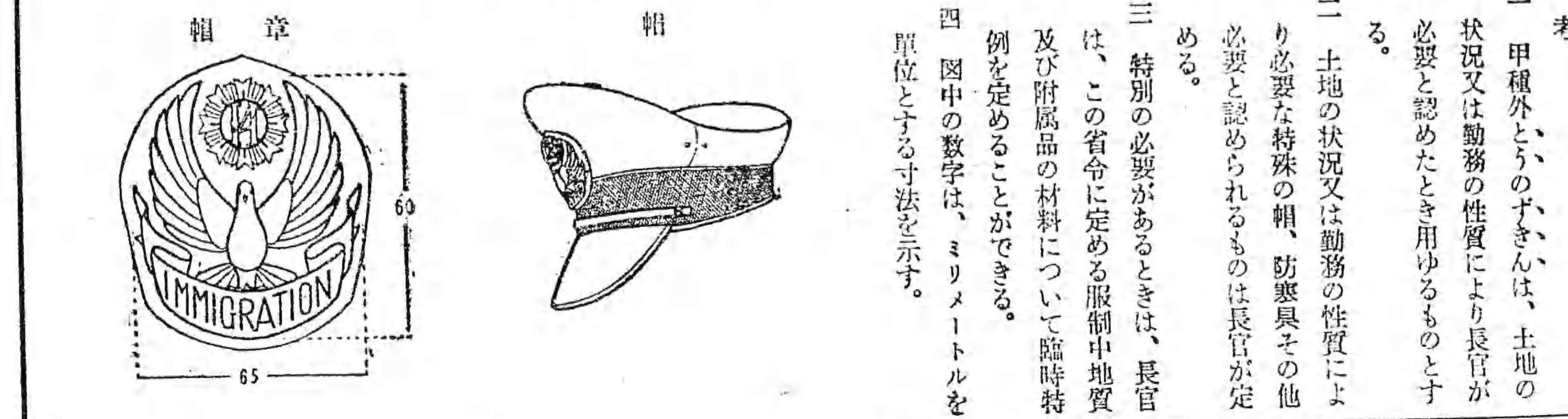
●外務省令第二十三号
 入国警備官制服の一部を改正する省令を次のように定める。
 昭和二十六年十一月一日 茂
 外務大臣 吉田 茂
 入国警備官制服の一部を改正する省令
 入国警備官制服(昭和二十五年外務省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 第二條第一項中制服は、左の制服、その付属品その他(以下制服等という)は、一、同條第二項及び第三項中「制服」を「制服等」とし、及び三項中「管理庁長官」を「入国管理庁長官」に改める。
 別表上衣の製式欄のうち、えり章の欄中「I.G.」を「I.O.」、腕章の欄中「IMMIGRATION GUARD」を「IMMIGRATION CONTROL OFFICER」に改める。
 帽の地盤欄中「濃紺のラシャ」を「濃紺のラシャ又は茶かつの布」に、同製式欄中「夏は、セルロイド製の張天井でおおひを付ける」を「夏は、茶かみの天井を覆から取り外しできるようなおおいを付ける」に改める。黒革製前ひの裏面をホックで留める。黒革製前ひの裏面に「I.O.」を付ける。二、同製式欄中「銀色警備日章」を「金色警備日章」に改め、同欄中「白布おおいを付ける」の下に「夏は、帽の周囲には、茶かつ色細子縁を加える。」「夏は、帽の周囲には、茶かつ色細子縁を加える。」を付ける。
 備考第一号及び第二号中「出入国管理庁長官」を「入国管理庁長官」に改め、第二号の次に次の一号を加える。
 三 図中の数字は、ミリメートルを単位とする寸法を示す。
 図中えり章と腕章の図を別図のように改め、夏帽の図を削る。
 附則
 この省令は、公布の日から施行する。

●外務省令第二十四号
 婦人入国警備官制服の一部を改正する省令を次のように定める。
 昭和二十六年十一月一日
 外務大臣 吉田 茂
 婦人入国警備官制服の一部を改正する省令
 婦人入国警備官制服(昭和二十六年外務省令第六号)の一部を次のように改正する。
 第二條第一項中制服は、左の制服、その付属品その他(以下制服等という)は、一、同條第二項中制服の欄中「出入国管理庁長官」を「入国管理庁長官」に、備考第一号、第二号及び第三号中「出入国管理庁長官」を「入国管理庁長官」に改める。
 附則
 この省令は、公布の日から施行する。

訓令
 ●入国管理庁訓令第一号
 入国管理庁本庁 入国管理庁研修所 入国者收容所 出張所
 入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)を施行するため、入国管理庁組織規程を次のように定める。
 昭和二十六年十一月一日
 入国管理庁長官 鈴木 一
 入国管理庁組織規程
 (この訓令の目的)
 第一條 この訓令は、入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)を施行するため、入国管理庁の組織、所掌事務の範囲等の細目を定めることを目的とする。
 第二條 長官官房に、秘書課を置く。
 第三條 秘書課においては、左の事務をつかさどる。
 (秘書課の事務)
 一 機密に関する事項。
 二 所掌事務の監督を行うこと。
 三 啓発及び広報に関する事項。
 四 国会との連絡に関する事項。
 五 部の設置、廃止、分課その他組織に関する事項。
 六 儀式典章に関する事項。
 七 ほか、その他の渉外事務に関する事項。
 八 公文書類の授受、発送、編集及び保存に関する事項。
 九 公文書類の簿籍に関する事項。
 十 長官の官印及び庁印を管理すること。
 十一 図書、資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項。
 十二 官報掲載に関する事項。
 十三 有線又は無線による通信の授受、発送及び保存に関する事項。
 十四 職員、給與その他の人事並びに懲罰及び訓練に関する事項。
 十五 職員、給與その他の人事並びに懲罰及び訓練に関する事項。
 十六 職員、給與その他の人事並びに懲罰及び訓練に関する事項。
 十七 職員、給與その他の人事並びに懲罰及び訓練に関する事項。
 十八 職員、給與その他の人事並びに懲罰及び訓練に関する事項。
 十九 予算の編成及び決算に関する事項。
 二十 歳出予算の使用計画の作成及び実行経理に関する事項。
 二十一 会計の監査に関する事項。
 二十二 支出負担行為及び認許に関する事項。
 二十三 収入金の徴収及び支拂並びに現金の出納に関する事項。
 二十四 事務用品等の調達に関する事項。
 二十五 行政財産及び物品の管理並びに不用財産の処分に関する事項。
 二十六 支出負担行為担当員、支出官及び出納官吏の任命並びに歳入徴収官及び支出負担行為認許官の指定に関する事項。
 二十七 歳入の徴収及び出納の事務の管理に関する事項。
 二十八 支出負担行為及び支出の事務の管理に関する事項。
 二十九 入国管理庁の使用する通信施設の整備及び維持管理に関する事項。
 三十 入国管理庁の使用する検査機関の整備及び維持管理に関する事項。
 三十一 入国審査官及び入国警備官の制服、装備等の補給に関する事項。
 三十二 事務所、收容所等の施設の設置及び維持管理に関する事項。
 三十三 庁内の取締に関する事項。
 三十四 会計法則に関する事項。
 三十五 前各号に掲げるものの外、入国管理庁の所掌事務で他の部課の所掌に属さないものを行うこと。

三十二 事務所、收容所等の施設の設置及び維持管理に関する事項。
 三十三 庁内の取締に関する事項。
 三十四 会計法則に関する事項。
 三十五 前各号に掲げるものの外、入国管理庁の所掌事務で他の部課の所掌に属さないものを行うこと。
 二 会計室においては、前項第十九号から第三十四号までの事務をつかさどる。
 三 渉外室においては、第一項第七号の事務をつかさどる。
 第四條 実施部に、第一課、第二課及び第三課を置く。
 (実施部の分課)
 第五條 第一課においては、左の事務をつかさどる。
 一 出入国の管理に関する政策の企画立案及びその実施の確保に関する事項。
 二 出入国の管理に関する関係行政機関の事務の総合調整に関する事項。
 三 水難から救護された外国人の保護及び送還に関する事項。
 四 外国人の旅券、上陸許可書又は登録証明書の呈示請求に関する事項。
 五 入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査に関する事項。
 六 收容令書の発付及びその執行に関する事項。
 七 違反事件に係る者についての審査に関する事項。
 八 退去強制令書の発付及びその執行に関する事項。
 九 收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者の仮放免又は仮放免の取消に関する事項。
 十 船長及び運送業者の送還に関する事項。

三十二 事務所、收容所等の施設の設置及び維持管理に関する事項。
 三十三 庁内の取締に関する事項。
 三十四 会計法則に関する事項。
 三十五 前各号に掲げるものの外、入国管理庁の所掌事務で他の部課の所掌に属さないものを行うこと。
 二 会計室においては、前項第十九号から第三十四号までの事務をつかさどる。
 三 渉外室においては、第一項第七号の事務をつかさどる。
 第四條 実施部に、第一課、第二課及び第三課を置く。
 (実施部の分課)
 第五條 第一課においては、左の事務をつかさどる。
 一 出入国の管理に関する政策の企画立案及びその実施の確保に関する事項。
 二 出入国の管理に関する関係行政機関の事務の総合調整に関する事項。
 三 水難から救護された外国人の保護及び送還に関する事項。
 四 外国人の旅券、上陸許可書又は登録証明書の呈示請求に関する事項。
 五 入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査に関する事項。
 六 收容令書の発付及びその執行に関する事項。
 七 違反事件に係る者についての審査に関する事項。
 八 退去強制令書の発付及びその執行に関する事項。
 九 收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者の仮放免又は仮放免の取消に関する事項。
 十 船長及び運送業者の送還に関する事項。



十一 退去強制事由に該当すると思料される者についての通報並びに通報者に対する報償金の交付に関すること。

十二 入国者收容所、收容場その他施設の警備に関すること。

十三 收容令書又は退去強制令書の交付を受けて收容されている者の処遇に関すること。

十四 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関すること。

十五 入国警備官の規律及び職責に関すること。

(第二課の事務)

第十六 第二課においては、左の事務をつかさどる。

一 外国人の上陸のための審査に関すること。

二 外国人の上陸の許可に関すること。

三 外国人の再入国の許可に関すること。

四 予ての人の出出国に関すること。

五 日本人の帰国に関すること。

六 船長及び運送業者の協力、報告及び上陸防止についての責任に関すること。

(第三課の事務)

第十七 第三課においては、左の事務をつかさどる。

一 外国人登録令による外国人の登録に関すること。

二 前号の事務に関し、都道府県知事及び区市町村長の監督に関すること。

三 本邦から出出国の外国人の登録証明書の返還に関すること。

四 本邦に在留する外国人の一般処遇に関すること。

(審判調査部の分課)

第十八 審判調査部に、第一課、第二課及び第三課を置く。

第十九 第三課に、調査室を置く。

(第一課の事務)

第十九 第一課においては、左の事務をつかさどる。

一 所掌事務に係る行政事件訴訟に関する関係機関との連絡に関すること。

二 出入国の管理に関する法令の実施に伴つて生ずる刑事上及び民事上の法律問題に関する関係機関との連絡に関すること。

三 出入国の管理に関する法令の集録及び編纂に関すること。

四 出入国の管理に関する法令の解釈に関すること。

五 外国人の上陸及び退去強制に關する口頭管理及び異議の申立に関すること。

六 上陸及び在留の特別許可に関すること。

七 保証金の納付、返還及び没取に関すること。

(第二課の事務)

第二十 第二課においては、左の事務をつかさどる。

一 外国人の在留資格の変更に関すること。

二 外国人の在留期間の更新に関すること。

三 外国人の永住許可に関すること。

四 前各号に掲げるものの外、外国人の在留資格に関すること。

(第三課の事務)

第二十一 第三課においては、左の事務をつかさどる。

一 左の記録を分類し及び保管すること。

(一) 外国人の上陸及び再入国に関する記録

(二) 外国人の出出国に関する記録

(三) 外国人の在留資格及び在留期間に関する記録

(四) 外国人の永住許可に関する記録

第二十二 第三課に、調査室を置く。

(一) 外国人の登録に関する記録

(二) 外国人の上陸の拒否及び退去強制に関する記録

(三) 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の退去強制に関する記録

(四) 日本人の入国及び帰国に関する記録

第二十三 前号の記録に基き、要約の作成に関すること。

第二十四 出入国の管理に関する内外事情の調査に関すること。

第二十五 出入国の管理に関する統計の作成に関すること。

第二十六 調査室においては、前項第三号及び第四号の事務をつかさどる。

(入国管理庁研修所)

第二十七 入国管理庁研修所の内部組織は、入国管理庁研修所組織規程(昭和二十六年入国管理庁訓令第五号)の定めるところによる。

(入国者收容所)

第二十八 入国者收容所の内部組織は、入国者收容所組織規程(昭和二十六年入国管理庁訓令第七号)の定めるところによる。

(出張所)

第二十九 出張所の内部組織は、入国管理庁出張所組織規程(昭和二十六年入国管理庁訓令第六号)の定めるところによる。

附則

一 この訓令は、公布の日から施行する。

二 出入国管理庁組織規程(昭和二十五年出入国管理庁訓令第一号)は、廃止する。

三 出入国管理庁訓令第二号(入国管理庁出張所)は、入国管理庁設置令第十四條第四項の規定に基き、入国管理庁研修所組織規程を次のように定める。

昭和二十六年十一月一日
入国管理庁長官 鈴木 一

一 收容所における警備及び收容所の保安に関すること。

二 被收容者の受入れに関すること。

三 被收容者の身体、所持品又は衣類の検査及び預置された所持品又は衣類等の保管に関すること。

四 被收容者に貸與した物品の管理及び検査並びに衛生消毒に関すること。

五 被收容者の受入する通信の検閲に関すること。

六 被收容者の浴場の運営に関すること。

七 被收容者の隔離に関すること。

八 收容所の警備に必要な情報収集に関すること。

九 面会及び物品の授與に関すること。

第三課においては、左の事務をつかさどる。

一 被收容者の指紋採取及び写真撮影に関すること。

二 退去強制を受ける者に関する状況調査及び報告に関すること。

三 被收容者の調査カードの作成及び保管に関すること。

第四課においては、左の事務をつかさどる。

一 被收容者の護送及び送還計画の立案及び実施に関すること。

二 船長及び運送業者の送還に関する責任に関すること。

(審査室の事務)

第三十 審査室においては、左の事務をつかさどる。

一 被收容者の仮放免又は仮放免の取消に関すること。

二 送還不能の被退去強制者の放免に関すること。

三 保証金の納付、返還及び没取に関すること。

(診療室の事務)

第三十一 診療室においては、左の事務をつかさどる。

一 診療室における医療、防疫、保健及び衛生に関すること。

二 医療品及び衛生材料の受領及び保管に関すること。

(大村入国者收容所)

第三十二 横濱入国者收容所に、総務課、経理課、警備課、審査課及び診療室を置く。

第三十三 課長又は室長は、上司の命を受けて、課又は室の事務を掌理する。

第三十四 総務課においては、第六條(第五項)第三号及び第四号を除く。に掲げる事務をつかさどる。

第三十五 経理課においては、第六條第五項第三号及び第四号並びに第七條に掲げる事務をつかさどる。

第三十六 警備課においては、第八條に掲げる事務をつかさどる。

第三十七 審査課においては、第九條に掲げる事務をつかさどる。

第三十八 診療室においては、第十條に掲げる事務をつかさどる。

(職務細則)

第三十九 收容所長は、この規程に定めるものの外、長官の認可を受けて、必要な職務細則を定めることができる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

大村入国者收容所
横濱入国者收容所
入国管理庁長官 鈴木 一

一 入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)第十四條第四項の規定に基き、入国管理庁入国者收容所組織規程を次のように定める。

昭和二十六年十一月一日
入国管理庁長官 鈴木 一

(目的)

第一條 この規程は、入国者收容所以下(以下「收容所」という。)の内部組織について定めることを目的とする。

(職員)

第二條 收容所に、入国審査官、入国警備官その他必要な職員を置く。

(所長)

第三條 收容所に、所長を置く。所長は、入国管理庁長官(以下「長官」という。)が任命する。

第四條 所長は、長官の指揮監督を受けて、所務を掌理し、及び所属の職員を指揮監督する。

(次長)

第五條 收容所に、次長を置く。次長は、長官が任命する。

第六條 次長は、所長を助けて所務を掌理し、及び、所長が不在の場合には、その職務を代行する。

(大村入国者收容所)

第七條 大村入国者收容所に、総務部、経理部、警備部、審査室及び診療室を置く。

第八條 各部に、部長を置き、各室に、室長を置く。

定に基き、入国管理庁出張所組織規程を次のように定める。

昭和二十六年十一月一日
入国管理庁長官 鈴木 一

一 入国管理庁出張所組織規程(目的)

第一條 この規程は、入国管理庁出張所(以下「出張所」という。)の内部組織について定めることを目的とする。

(職員)

第二條 出張所に、入国審査官、入国警備官その他必要な職員を置く。

(所長)

第三條 出張所に、所長を置く。所長は、入国管理庁長官(以下「長官」という。)が任命する。

第四條 所長は、長官の指揮監督を受けて、所務を掌理し、及び所属の職員を指揮監督する。

(主任審査官)

第五條 出張所に、主任審査官一人を置く。主任審査官は、上級の入国審査官の中から長官が指定する。

第六條 主任審査官は、左の事務を行う。

一 仮上陸の許可に関すること。

二 收容令書を交付すること及び收容期間の延長に関すること。

三 上陸及び退去強制についての異議の申立に関すること。

四 退去強制令書を交付すること及びその執行に関すること。

五 收容令書又は退去強制令書の交付を受けて收容されている者の仮放免又は仮放免の取消に関すること。

六 保証金の納付、返還及び没取に関すること。

十一 退去強制事由に該当すると思料される者についての通報並びに通報者に対する報償金の交付に関すること。

十二 入国者收容所、收容場その他施設の警備に関すること。

十三 收容令書又は退去強制令書の交付を受けて收容されている者の処遇に関すること。

十四 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関すること。

十五 入国警備官の規律及び職責に関すること。

(第二課の事務)

第十六 第二課においては、左の事務をつかさどる。

一 外国人の上陸のための審査に関すること。

二 外国人の上陸の許可に関すること。

三 外国人の再入国の許可に関すること。

四 予ての人の出出国に関すること。

五 日本人の帰国に関すること。

六 船長及び運送業者の協力、報告及び上陸防止についての責任に関すること。

(第三課の事務)

第十七 第三課においては、左の事務をつかさどる。

一 外国人登録令による外国人の登録に関すること。

二 前号の事務に関し、都道府県知事及び区市町村長の監督に関すること。

三 本邦から出出国の外国人の登録証明書の返還に関すること。

四 本邦に在留する外国人の一般処遇に関すること。

(審判調査部の分課)

第十八 審判調査部に、第一課、第二課及び第三課を置く。

第十九 第三課に、調査室を置く。

(第一課の事務)

第十九 第一課においては、左の事務をつかさどる。

一 所掌事務に係る行政事件訴訟に関する関係機関との連絡に関すること。

二 出入国の管理に関する法令の実施に伴つて生ずる刑事上及び民事上の法律問題に関する関係機関との連絡に関すること。

三 出入国の管理に関する法令の集録及び編纂に関すること。

四 出入国の管理に関する法令の解釈に関すること。

五 外国人の上陸及び退去強制に關する口頭管理及び異議の申立に関すること。

六 上陸及び在留の特別許可に関すること。

七 保証金の納付、返還及び没取に関すること。

(第二課の事務)

第二十 第二課においては、左の事務をつかさどる。

一 外国人の在留資格の変更に関すること。

二 外国人の在留期間の更新に関すること。

三 外国人の永住許可に関すること。

四 前各号に掲げるものの外、外国人の在留資格に関すること。

(第三課の事務)

第二十一 第三課においては、左の事務をつかさどる。

一 左の記録を分類し及び保管すること。

(一) 外国人の上陸及び再入国に関する記録

(二) 外国人の出出国に関する記録

(三) 外国人の在留資格及び在留期間に関する記録

(四) 外国人の永住許可に関する記録

第二十二 第三課に、調査室を置く。

(一) 外国人の登録に関する記録

(二) 外国人の上陸の拒否及び退去強制に関する記録

(三) 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の退去強制に関する記録

(四) 日本人の入国及び帰国に関する記録

第二十三 前号の記録に基き、要約の作成に関すること。

第二十四 出入国の管理に関する内外事情の調査に関すること。

第二十五 出入国の管理に関する統計の作成に関すること。

第二十六 調査室においては、前項第三号及び第四号の事務をつかさどる。

(入国管理庁研修所)

第二十七 入国管理庁研修所の内部組織は、入国管理庁研修所組織規程(昭和二十六年入国管理庁訓令第五号)の定めるところによる。

(入国者收容所)

第二十八 入国者收容所の内部組織は、入国者收容所組織規程(昭和二十六年入国管理庁訓令第七号)の定めるところによる。

(出張所)

第二十九 出張所の内部組織は、入国管理庁出張所組織規程(昭和二十六年入国管理庁訓令第六号)の定めるところによる。

附則

一 この訓令は、公布の日から施行する。

二 出入国管理庁組織規程(昭和二十五年出入国管理庁訓令第一号)は、廃止する。

三 出入国管理庁訓令第二号(入国管理庁出張所)は、入国管理庁設置令第十四條第四項の規定に基き、入国管理庁研修所組織規程を次のように定める。

昭和二十六年十一月一日
入国管理庁長官 鈴木 一

一 收容所における警備及び收容所の保安に関すること。

二 被收容者の受入れに関すること。

三 被收容者の身体、所持品又は衣類の検査及び預置された所持品又は衣類等の保管に関すること。

四 被收容者に貸與した物品の管理及び検査並びに衛生消毒に関すること。

五 被收容者の受入する通信の検閲に関すること。

六 被收容者の浴場の運営に関すること。

七 被收容者の隔離に関すること。

八 收容所の警備に必要な情報収集に関すること。

九 面会及び物品の授與に関すること。

第三課においては、左の事務をつかさどる。

一 被收容者の指紋採取及び写真撮影に関すること。

二 退去強制を受ける者に関する状況調査及び報告に関すること。

三 被收容者の調査カードの作成及び保管に関すること。

第四課においては、左の事務をつかさどる。

一 被收容者の護送及び送還計画の立案及び実施に関すること。

二 船長及び運送業者の送還に関する責任に関すること。

(審査室の事務)

第三十 審査室においては、左の事務をつかさどる。

一 被收容者の仮放免又は仮放免の取消に関すること。

二 送還不能の被退去強制者の放免に関すること。

三 保証金の納付、返還及び没取に関すること。

(診療室の事務)

第三十一 診療室においては、左の事務をつかさどる。

一 診療室における医療、防疫、保健及び衛生に関すること。

二 医療品及び衛生材料の受領及び保管に関すること。

(大村入国者收容所)

第三十二 横濱入国者收容所に、総務課、経理課、警備課、審査課及び診療室を置く。

第三十三 課長又は室長は、上司の命を受けて、課又は室の事務を掌理する。

第三十四 総務課においては、第六條(第五項)第三号及び第四号を除く。に掲げる事務をつかさどる。

第三十五 経理課においては、第六條第五項第三号及び第四号並びに第七條に掲げる事務をつかさどる。

第三十六 警備課においては、第八條に掲げる事務をつかさどる。

第三十七 審査課においては、第九條に掲げる事務をつかさどる。

第三十八 診療室においては、第十條に掲げる事務をつかさどる。

(職務細則)

第三十九 收容所長は、この規程に定めるものの外、長官の認可を受けて、必要な職務細則を定めることができる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

大村入国者收容所
横濱入国者收容所
入国管理庁長官 鈴木 一

一 入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)第十四條第四項の規定に基き、入国管理庁入国者收容所組織規程を次のように定める。

昭和二十六年十一月一日
入国管理庁長官 鈴木 一

(目的)

第一條 この規程は、入国者收容所以下(以下「收容所」という。)の内部組織について定めることを目的とする。

(職員)

第二條 收容所に、入国審査官、入国警備官その他必要な職員を置く。

(所長)

第三條 收容所に、所長を置く。所長は、入国管理庁長官(以下「長官」という。)が任命する。

第四條 所長は、長官の指揮監督を受けて、所務を掌理し、及び所属の職員を指揮監督する。

(次長)

第五條 收容所に、次長を置く。次長は、長官が任命する。

第六條 次長は、所長を助けて所務を掌理し、及び、所長が不在の場合には、その職務を代行する。

(大村入国者收容所)

第七條 大村入国者收容所に、総務部、経理部、警備部、審査室及び診療室を置く。

第八條 各部に、部長を置き、各室に、室長を置く。

定に基き、入国管理庁出張所組織規程を次のように定める。

昭和二十六年十一月一日
入国管理庁長官 鈴木 一

一 入国管理庁出張所組織規程(目的)

第一條 この規程は、入国管理庁出張所(以下「出張所」という。)の内部組織について定めることを目的とする。

(職員)

第二條 出張所に、入国審査官、入国警備官その他必要な職員を置く。

(所長)

第三條 出張所に、所長を置く。所長は、入国管理庁長官(以下「長官」という。)が任命する。

第四條 所長は、長官の指揮監督を受けて、所務を掌理し、及び所属の職員を指揮監督する。

(主任審査官)

第五條 出張所に、主任審査官一人を置く。主任審査官は、上級の入国審査官の中から長官が指定する。

第六條 主任審査官は、左の事務を行う。

一 仮上陸の許可に関すること。

二 收容令書を交付すること及び收容期間の延長に関すること。

三 上陸及び退去強制についての異議の申立に関すること。

四 退去強制令書を交付すること及びその執行に関すること。

五 收容令書又は退去強制令書の交付を受けて收容されている者の仮放免又は仮放免の取消に関すること。

六 保証金の納付、返還及び没取に関すること。

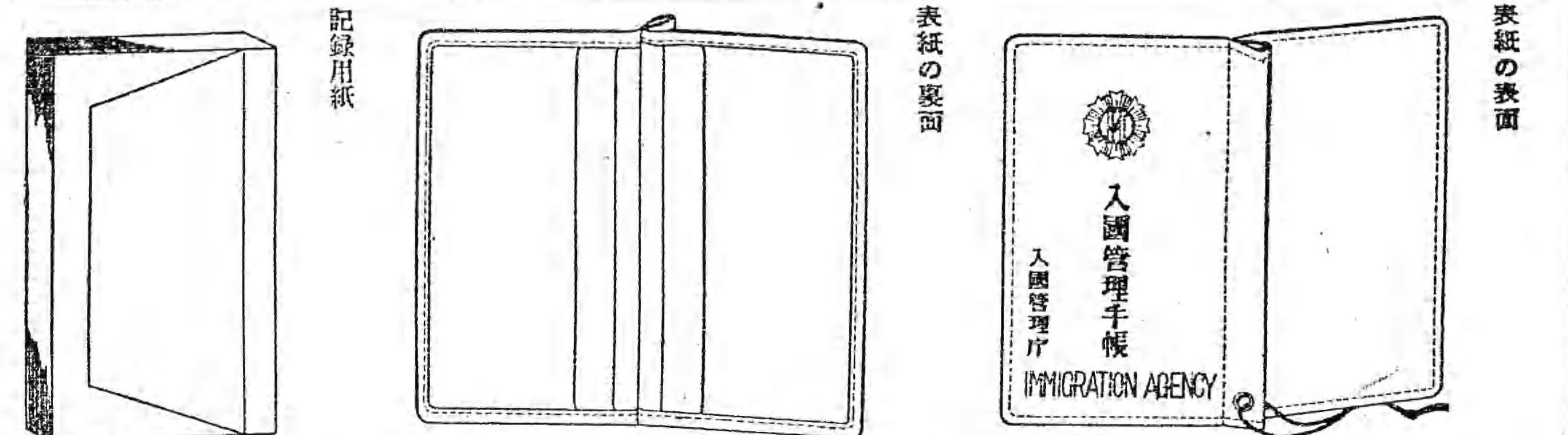


Table with columns for '入国警備官' (Immigration Guard) and '入国審査官' (Immigration Examiner). It lists names, positions, and contact information for various offices.

法務府公告
押收物還付公告
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

同保第一一五五号(同)
同保第一一六〇号(同)
同保第一一七〇号(同)
同保第一一八〇号(同)

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
不詳食糧管理法違反事件
同保第一一五五号(同)

(特別審理官)
第六條 出張所に、特別審理官を置く。
第七條 出張所は、入国審査官の中から長官が指定する。

十七 前各号に掲げるものの外、出張所の所掌事務で、他課の所掌に属しないこと。
(審査課の事務)
第九條 審査課においては、左の事務をつかさどる。

十六 本邦から出国する外国人の登録証明書の返還に関する事務。
十七 出入国の管理に関する記録、調査及び統計に関する事務。
(警備課の事務)
第十條 警備課においては、左の事務をつかさどる。

左の訓令は、廃止する。
出入国管理庁出張所組織規程(昭和二十五年訓令第三号)
出入国管理庁令第五号
(入国管理手帳)
第九條 手帳の記録用紙の余白がなくなつたときは、所屬長の在官を経て返納し、新たに表紙又は証明書の貸與を受けることができる。

第六條 手帳には、職務についての事項を記載するものとし、その記載は、簡明で日時を追つたものでなければならない。
第七條 手帳の記録用紙の余白がなくなつたときは、所屬長の在官を経て返納し、新たに表紙又は証明書の貸與を受けることができる。

